

第23回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月24日(金) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 三階委員会室
3. 出席委員 (10人)

1番 鈴木 寛幸	2番 木村 朝子	3番 須藤 利美
4番 高橋 幸子	5番 船山 彰夫	6番 横澤 謙次
7番 安部 数幸	8番 伊藤 悟	9番 朝倉隆一郎
10番 井上 禎夫		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 大谷部良明局長補佐 菅野邦彰主査 佐藤克宣主事
6. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 61号 非農地証明願いについて

日程第 4 報告第 62号 農地法第18条の規定による報告について

日程第 5 議案第 67号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 68号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 69号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第 70号 飯豊町農業振興地域整備計画の変更に対する
意見について

議長 (会長 井上 禎夫 議長席に着席する。)

最初に嬉しいニュースがあります。前農業委員会会長の後藤隆英さんが旭日単光章を受賞されましたということで、たいへんめでたいことだと、心からお祝い申し上げます。

また、農業新聞には、法人組織の約7割が去年より減収しているということで、特に、20町歩から80町歩が6割、80町歩以上が8割の割合で減収しているという記事が出ておりました。大きくしている人ほど、かなりこれからの農業が大変になってきているという感じがございます。その反面、10町歩から20町歩までは約3割弱しか減収していないということでございます。中には、増収増益しているところもあるということでございます。これからの農業を考える上で、みなさん、それぞれどのような形でもっていくのか、考えて頂く必要があるのではないかと感じております。

また、農地中間管理機構の改正案が国会を通過しました。農業委員会の役割が明確化されたところでございます。国は、農地8割集積を目標にしようと頑張っているところでございますが、その中で、大きくすればするほど減収になってしまうという、皮肉な面も現れてきているということでございます。今後の農業経営の指針にして頂いたら幸いと思っております。

ただ今より第23回飯豊町農業委員会総会を開催します。定足数に達しておりますので、会期は成立いたします。それでは議事に入ります。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、2番木村朝子委員、3番須藤利美委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思っておりますが異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第61号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

佐藤主事 私の方から報告させて頂きたいと思っております。

1番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字郡之神 2571-3 はじめ4筆	
	地目地積	田3筆畑1筆で2,361㎡	

非農地の事由と致しましては、平成10年頃から孤立地で地形が不定形、用排水不便、隣地の立木による日照不足、大雨時に浸水するなど、効率が困難な農地であったため、以前の所有者が20年程前から耕作放棄していたものを購入したためでございます。以上の内容につきまして、5月13日に地元農業委員の鈴木寛幸委員と現場

確認しております。以上、報告致します。

議長 報告でございますので、ご了承ください。それでは日程第4報告第62号「農地法第18条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 農地法18条の規定の解約の報告がありましたので、報告致します。

1番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田一 2115-2	
	地目地積	田1筆で1,058 m ²	
2番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田一 2115-1	
	地目地積	田1筆で2,305 m ²	

1番と2番の借受者は、〇〇〇の予定でありますので、ご報告致します。

議長 報告でございますので、ご了承ください。それでは日程第5議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。使用貸借の更新が2件であります。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字台ノ下 2097 はじめ7筆	
	地目地積	田7筆で25,501.50 m ²	
2番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字深淵一 2224-1 はじめ7筆	
	地目地積	田4筆畑3筆で24,479.00 m ²	

以上2件につきまして農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。3 番須藤委員

須藤委員 1 番の案件ですが、〇〇〇は肥育牛で一生懸命やっておられる方で、農業に対して真面目で、前向きな方で、なんら問題ないと思われまので、よろしくお願いいたしますと思います。

議 長 他にございませんか。6 番横澤委員

横澤委員 2 番に案件であります。〇〇〇は会社に勤めながら、農業を継続されており、特に問題ありません。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 それでは、これから質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問、意見等ありましたら、お願い致します。格別内容でしたら、承認することに賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員で承認することに決定致しました。それでは日程第 6 議案第 6 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

佐藤主事 それでは、農地法第 5 条の規定による許可申請について説明させていただきます。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字梨ノ木田 4129	
	地目地積	田 1 筆で 595.32 m ²	

今回の転用は一時転用であり、転用期間は 10 年間でございます。本来、一時転用は 3 年以内とされておりますが、営農型太陽光発電設備において、耕作する方が担い手の場合は、10 年間の一時転用が認められております。続いて転用事由について説明させていただきますので、平面図も一緒にご覧ください。

転用事由について説明致します。農水省は耕作水田の維持のためには農家の所得向上が不可欠ということから、水田を使った太陽光発電に対して、許可のためのハード

ルを低くして事業への参入を促している。しかしながら、単位面積当たり収量が 8 割を下回らないことなど不安要素も多い。そこで、実験することにより収穫への影響を探るとともに、新たに考案した前例のない動きをする太陽光パネルの性能を数値的に検証するための実証田として有用なデータを貯めていきたいとのことでございます。工事着手は、許可後で、令和元年 7 月 10 日に完了予定です。

補足説明を行います。事業費は 1,765 万円となっております。資金計画につきましては全額自己資金の予定であり、残高証明書にて確認をさせていただきました。取水は行いません。排水方法については汚水、生活雑排水については該当なし、雨水については水田として作付しますので、これまで通りとなっております。土地改良区との関係でございますが、申請地は県営白川左岸地区圃場整備事業の施行地であり、現在、白川土地改良区に意見書の提出を求めています。

続きまして、被害防除計画について説明させていただきます。盛土造成は行いません。近傍農地への影響については隣接する農地とは道路を挟むなどして離れているため、影響はございません。農業用排水施設等に及ぼす影響についてもございません。

以上の内容について、5/13 に地元農業委員の鈴木寛幸委員と現場確認を行っております。農地転用の基準であります。第 2 の 1 のオの (1) に該当し、申請地は羽前椿駅から 500m 以内に位置する農地であり、第 2 種農地の転用であります。今回は営農型太陽光発電設備の設置となるわけですが、その場合は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律により、許可できるとされています。以上、説明しましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 では、ここで〇〇〇と〇〇〇に、説明のほどお願いしたいと思います。

〇〇〇 まず、弊社のご紹介からさせて頂きたいと思っております。〇〇〇と申します。このたび、弊社が 2013 年に設立した会社でございます。スペインの企業と日本の企業が合併して設立した会社であります。合併前の会社を併せると、太陽光発電、風力発電を含めて 20 年以上の経験を持っております。

また、弊社は太陽光発電を中心に開発の業務をしております。今回は、山形県の方でございますが、県内に限らず、日本全国、北海道から九州まで開発中のものを含めて 100 件以上のプロジェクトをもっております。今後、ソーラーシェアリングを弊社として、力を入れておまして、すでに全国いくつか、ソーラーシェアリングのプロジェクト、開発及び一部稼働しているものもございまして、今後、さらにソーラーシェアリングというプロジェクトを広げていくという意味で、なんとしても詳細なデータが必要になるということで、今回、こういった形で実証実験を作って、データを収集して、今後のプロジェクトに生かしていこうと考えております。弊社の方から特に、ソーラーシェアリングとして、ご相談して頂いているコンサルの方です。紹介はご本人からお願いします。

議 長 ありがとうございます。では、コンサルの方の説明をお願いします。

〇〇〇 私、〇〇〇の方からご紹介いただきました〇〇〇でございます。私、〇〇〇の方からご依頼頂きまして、テーマは二つあるのですが、日本のエネルギーと農業をどのように共存させるか、これが一つのテーマ。もう一つは、実は農業ではないのですが、エネルギーと漁業をどのように共存させるか、という、単なる夢物語ではなく、実践できる、具体的なテスト、実証実験したいということで、今回の飯豊町の案件は、そのひとつでございます。

現在、3か所で進めておりまして、飯豊町と福島、それと鳥取米子の3か所でテストを進めております。従来の太陽光ソーラーシェアリングと言いますと、だいたい面積の3割が一般的ですが、これだと非常に効率が悪いので、遮光率が30%、これで、我々は実験では50%、約半分の面積を遮光して、稲がどのように育つか、実験をする予定であります。最終的には、80%までもっていくつもりでして、そのために、東京農業大学の教授にアドバイスや、農業理論がございまして、それに基づいて、光の調整をしながら、如何に遮光率5割ないし8割で、稲が育てることができるのか、これは光の波長の成分でございます。そういう先進的なコンピューターシステムを導入して、今回の実験をやっていくのが、今回の趣旨でございます。

議 長 今、事務局、〇〇〇、〇〇〇の説明を頂きましたが、その前に、現場を確認した、地元農業委員の説明をお願いしたいと思います。1番鈴木委員

鈴木委員 5月13日に現場を確認してきました。それでまず、初めてのことであり、今日こうやって会社の方、〇〇〇に来ていただいて、ご説明、ご質問を頂きながら、みなさんと審議して頂きたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明、当該委員の現地調査について、質問、意見等がありましたら、よろしくお願ひします。7番安部委員

安部委員 基本的な所からお聞きしたいのですが、この当該農地ですが、現在、誰が耕作しているのでしょうか。

鈴木委員 〇〇〇が耕作しています。

安部委員 貸借しているということですか。

鈴木委員 相対で貸借しているということです。

議 長 他にございませんか。8番伊藤委員

伊藤委員 相対で貸借をしているということですが、この装置を設置している場合、誰が作付するのですか。

議長 それに関しては〇〇〇をお願いします。

松山和好 作付については、〇〇〇をお願いします。

議長 それでは、これから質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問、意見等ありましたら、お願い致します。格別内容でしたら、承認することに賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。承認することに決定致しました。それでは日程第7議案第69号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。新規の利用権設定が3件、利用権の再設定が6件、合計9件であります。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田一 2115-1	
	地目地積	田1筆で 2,305 m ²	
2	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田一 2120-1	
	地目地積	田1筆で 300 m ²	
3	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田一 2115-2	
	地目地積	田1筆で 1,058 m ²	
4	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字東小山 3398	
	地目地積	田1筆で 2,405 m ²	
5	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇

	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字岡 4125 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 5,440 m ²	
6	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字岡 4124 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 6,408 m ²	
7	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字上町三 5040-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,100 m ²	
8	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字西向下 4657-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,346 m ²	
9	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	白川字寺之前 124-1 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 9 筆で 18,642 m ²	

以上 9 件については、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 　　ただいま事務局の説明が終わりました。最初に当該委員に係る案件がありますので、退席を求めます。〇〇〇。1 番 2 番 3 番の案件について事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。

大谷部補佐 　　1 番 2 番 3 番の新規の利用権設定であります。これまで耕作しておりました添川の〇〇〇が、遠いということもあって、黒沢の農地を借りてもらいたいとあって、農業委員の〇〇〇に色々とあたってもらったんですが、どなたもいないということで、私が耕作しましょうと引受けて頂いたところであります。〇〇〇は認定農業者でありますし、5 ha 以上耕作されている方ですので、何も問題ないと思ひますので、よろしくお願ひ致します。

議長 　　それでは、質疑に入ります。格別内容でしたら、承認することに賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員で、1番2番3番の案件について承認することに決定致しました。〇〇〇に報告致します。全員賛成によって、承認することに決定いたしましたので、報告いたします。他の議案を審議致します。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。9番朝倉委員

朝倉委員 4番の案件ですが、〇〇〇は、畜産、水稻で頑張っている方であり、再設定ということで、何ら問題ないと思われまますので、宜しくお願ひ致します。

議 長 他にございませんか。4番高橋委員

高橋委員 7番の案件ですが、〇〇〇は添川に住んでおられましたが、今は山形市に住んでおられます。〇〇〇にお願ひして、米1俵ということですが、お互いの考えでこうなつたようです。再設定で何ら問題ないと思われまますので、よろしくお願ひ致します。

議 長 他にございませんか。8番伊藤委員

伊藤委員 8番の案件について、説明を申し上げます。お2人は、親戚関係でありまして、再設定でございません。昔からの関係ですので、何ら問題ございません。よろしくお願ひ致します。

議 長 他にございませんか。7番安部委員

安部委員 9番の案件ですが、再設定でありまして、現在までもなんら問題なく耕作されておりますし、今後も問題ないと思われまます。よろしくご審議のほどお願ひ致します。

議 長 他にございませんか。6番横澤委員

横澤委員 5番6番の案件でございませんが、再設定でありまして、なんら問題ないということでしたので、よろしくお願ひ致します。

議 長 それでは、これから質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問、意見等ありましたら、お願ひ致します。格別内容でしたら、承認することに賛成の挙手を求めまます。

委 員 全員挙手

議長 挙手全員です。承認することに決定致しました。それでは日程第8議案第70号「飯豊農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

菅野主査 農業振興室の菅野であります。私の方から説明させていただきます。別紙資料をご覧ください。飯豊農業振興地域整備計画の変更について、飯豊町長より協議依頼があったので、農業委員会の意見を頂きたいと思っております。

今回の変更につきましては、農用地利用計画の変更、農用地区域の内容、農用地区域の除外1681㎡でございます。その内訳ですが、A-3図面番号1大字黒沢字高柳2556番1、面積1081㎡の内610㎡。除外目的は駐車場用地でございます。併せまして、1081㎡の内1071㎡は資材置場として使用します。土地の地目は、登記簿、現況共に田、用途区分は農地の土地利用の規制はございません。土地改良事業との関連でございますが、国営造成白川土地改良施設整備事業等がありますが、すでに8年以上が経過しております。

続きまして、詳細について説明させていただきます。事業計画者は〇〇〇。計画に係る事業目的は駐車場用地のためでございます。申請地の内、610㎡を車11台分の駐車場として利用致します。こちらの農地につきましては、位置図、案内図を載せて頂いております。萩生駅から南南東1.5kmの米坂線の近くで有り、第2種と判断できます。

農業生産の状況ですが、水稻600kgと記載しておりますが、今年度の作付計画はありません。なお、5月15日に現地確認をさせて頂いております、ここ数年耕作されてない農地でありました。

当該農地を選定した理由については、工場経営を営んでいますが、従業員、来客者の駐車場が不足しているため、候補地を探しており、当外地が最適と判断したようであります。その他、個別規制法はございません。なお、農地法に基づく農地転用許可申請について、再度みなさまに審議頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。被害防除については、雨水は地下浸透として、近隣農地に影響がないよう対策をこうじていきます。その他、土地利用計画図等を添付しております。

次に、事業計画者は、〇〇〇。事業の目的は、会社の資材置場用地のためです。事業計画及び事業概要の1071㎡でございますが、砂、砂利、山砂、碎石置場453㎡、トラック1台、ローダー2台、ユンボ2台置場180㎡、U字溝置場48㎡、搬入路、法面390㎡、合計1071㎡の予定であります。こちらにつきましても、現在耕作は行われていない場所であります。

当該土地を選定した理由は、建設業を営んでおり、資材置場用地が不足しているため検討した結果、当該地が最適と判断したようであります。こちらも個別規制法はございません。また、被害防除についても、雨水は地下浸透として、近隣農地に影響ないように対策をこうじていきます。南側は駐車場、北側は資材置場となっております。なお、こちらの1071㎡については、地権者の〇〇〇と〇〇〇で土地の賃貸借契約が

すでに結ばれております。その他、同意書等添付させて頂いております。

市町村長の検討表ですが、農業上の効率、土地改良等の支障を起こすことなどは、要件を満たしていると判断しております。以上説明させて頂きました。みなさまのご意見を頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

議長 　　ただ今の説明において、ご意見、質問等ありましたら、お願い致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　挙手全員で承認することに決定しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第23回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。
（午前10時50分閉会宣した。）

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和元年5月24日

議長 _____

署名委員（2番） _____

署名委員（3番） _____